

# 令和7年度 副食費に係る補足給付事業補助金のご案内

保護者の方の経済的負担を軽減するため、保護者が実費負担する給食費のうち副食費について、仙台市から補助金を交付する制度のご案内です。

希望する方は **令和7年9月8日(月)まで※**にご申請ください

※年度途中(令和7年9月以降)に入園された場合は令和8年2月上旬まで

## 1 対象者

★ (1)～(3)をすべて満たす方が対象となります ★

- (1) 保護者、園児ともに仙台市に住民登録をしている方
- (2) 仙台市から施設等利用給付認定(無償化のための認定)を受けている方
- (3) 次の①から④まで、いずれかに該当する方

### ① 年収360万円未満相当世帯(市町村民税非課税世帯含む)

- ・ 令和7年度市町村民税所得割額をもとに、園児の父母の合計額により判定します(基準となる金額は下表のとおりです)。
- ・ 園児の父母以外の方(祖父母など)が園児を扶養している場合は、園児の父母に加え、その方の所得割額を含めた合計額により判定します。

課税されている市町村 (1月1日時点の住民票所在地)	市町村民税所得割額 (基準額)	
	税率	
政令市(仙台市など)	8%	102,801円未満
政令市以外	6%	77,101円未満

※市町村民税は、政令市とそれ以外の市町村で、課税の税率が異なるため、年収を比較するにあたり差が出ないように、それぞれ異なる基準額になっています。

※配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除、外国税額控除が適用されている場合、これらの控除額を足し戻した所得割額で判定します。

### ② 生活保護世帯

### ③ 里親・小規模住居型児童養育事業者(ファミリーホーム)

### ④ 小学校3年生以下のこどもから順に数えて3人目以降のこども(※)

※小学校就学前児童については、保育所、幼稚園(プレ幼稚園を除く)、認定こども園、地域型保育事業、特別支援学校の幼稚部、児童心理治療施設、企業主導型保育施設に入所、または児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援の対象事業を利用している児童のみカウントの対象です。

## 2 申請方法

「せんだいオンライン申請サービス」の[交付申請フォーム\(外部サイトリンク\)](#)から申請を行ってください。

※**認定保護者(施設等利用給付認定通知書に記載の保護者)**が申請してください。

※紙での申請を希望する場合は、仙台市HPより様式をダウンロードし、仙台市幼児教育無償化事務センターへご郵送ください。

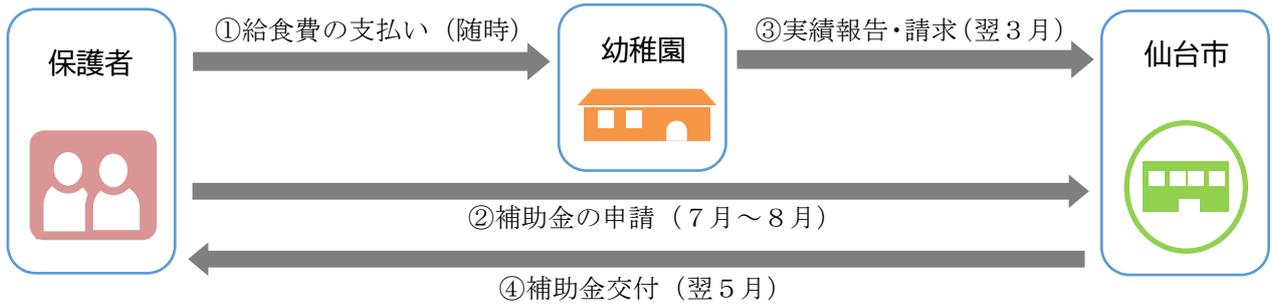
※令和7年度より申請書への押印が不要となりました。

※補助金を希望しない方や、申請要件に該当しない方は、申請不要です。



申請フォームはこちら

### 3 手続きの流れ



### 4 補助金の額

対象児童の保護者が支払うべき副食費相当額（月額上限 4,800 円※）

※令和7年度において、国の要綱で基準額が4,900円に改正されたことを踏まえ、現在調整中です。詳細が決まり次第あらためてお知らせいたします。

副食費相当額	給食における副食（お米、麺、パン等の主食を除く牛乳やおかず等にかかる費用）の食材料にかかる費用相当の額 ※各園の実態に応じて決定されます。
--------	--

### 5 添付書類（該当者のみ）

～オンライン申請の場合は書類の写真・スキャンデータを、紙申請の場合は書類を添付してください～

◆『①年収 360 万円未満相当世帯(市町村民税非課税世帯含む)』として申請するが、令和6年中は外国に居住しており、市町村民税が課税されていない方

→勤務先が作成した、令和6年中の外国での収入金額が分かる書類（給与証明書等）及び扶養状況を証明する書類（外国語で作成されたものは訳文も）

◆『②生活保護世帯』として申請する方

→生活保護証明書（生活保護費支給票ではありません）

◆離婚または離婚前提別居により、令和6年12月31日以降に児童の扶養状況に変更があった方

→任意の用紙に「現在の扶養者が変わった年月日」「扶養者がどなたからどなたに変わったか」

「扶養者が変わった理由」「申立書の作成日」を記載し、認定保護者の署名・捺印をしてください。

○作成例

<p>申立書</p> <p>令和○年○月○日から離婚を前提に協議を進めており、同日より夫△△とは別居をしております。 また、同時に園児○○の扶養は、父△△△△から私□□□□へ変わりました。 令和×年×月×日 □□ □□ 印</p>	<p>申立書</p> <p>令和○年○月○日離婚により、園児○○の扶養は、母□□□□から私△△△△へ変わりました。 令和×年×月×日 △△ △△ 印</p>
---	--

【お問い合わせ先】 仙台市幼児教育無償化事務センター

電話:022-214-8978 ※月曜～金曜 8:30～17:15(土日祝日を除く)

〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目5番12号 上杉分庁舎7階

～市民税の申告に関しては、市民税課 または 各区役所・総合支所 へ～